

徳了寺廟堂（納骨堂）使用手続きについて

□使用対象について

徳了寺廟堂（納骨堂）〔以下「廟堂」〕を使用される方は、徳了寺門徒もしくは門徒になる方、または浄土真宗本願寺派のみ教えに帰依する方（信徒）に限られます。

□名義について

①申込者が使用名義人となります。

（ネームプレートは、原則的に使用名義人名となります。）

②使用名義人が死去された場合は、すみやかに名義変更の手続きを行ってください。

また、使用名義人存命中に名義変更を行われる方も、同様に手続きを行ってください。

□使用冥加について

申込書類が整い、使用冥加を納入された方に廟堂使用が認証されます。

- 鳳凰〔60 cm間口〕 350万円以上
- 孔雀〔50 cm間口〕 230万円以上
- 蓮華〔40 cm間口〕 130万円以上
- 個壇〔30 cm間口〕 90万円以上〔50年維持冥加含む〕

□申請時に提出していただく書類

- 1 「徳了寺廟堂使用承認願」
- 2 「誓約書」
- 3 「印鑑登録証明書」1通（発行より3か月以内のもの）
- 4 使用冥加金

※ご記入の注意点

「徳了寺廟堂使用承認願」の「住所」並びに「名前」欄には、「印鑑登録証明書」に記載された通りのご記入を願います。また、捺印も「印鑑登録証明書」の実印でお願いいたします。

□維持冥加について

年次維持冥加は、徳了寺廟堂の施設維持管理および境内環境維持管理に充当させていただきます。

①年次維持冥加は、毎年、使用名義人宛に通知いたします。

②年次維持冥加の納入期限は、毎年6月末です。

※ただし、年次維持冥加を3年以上滞納されると、使用承認を取り消しますのでご注意ください。

- 年次維持冥加・・・鳳凰 20,000円、孔雀 12,000円、蓮華 10,000円
- 50年次維持冥加・・・鳳凰 100万円、孔雀 60万円、蓮華 50万円

以 上